２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	1,881,188	1,881,188	—
⑵売掛金	28,498	28,498	—
⑶その他の未収入金	382	382	—
⑷未払金	(281,733)	(281,733)	(—)
⑸未払消費税等	(1,129)	(1,129)	(—)
⑹前受金	(300)	(300)	(—)
⑺預り金	(11,466)	(11,466)	(—)
⑻短期リース債務及び長期リース債務	(163,584)	(163,584)	(0)

㈱１．負債に計上されているものは、(　) で示しております。

２．単位未満は、切り捨てております。

㈱　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴現金及び預金、⑵売掛金、⑶その他の未収入金、⑷未払金、⑸未払消費税等、⑹前受金、⑺預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑻短期リース債務及び長期リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価額により算定しております。

Ⅱ．不要財産の国庫納付等

１．不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

⑴現金及び預金（政府出資金）254,944,653円

⑵投資有価証券（政府出資金）　10,000,000円

２．不要財産となった理由

社会情勢の変化等により、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められ、独立行政法人通則法第８条第３項の規定に該当するため

３．国庫納付の方法

⑴現金及び預金：独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による国庫納付

⑵投資有価証券：独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による国庫納付

４．譲渡収入による現物納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

10,021,700円

５．国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

該当ありません。

６．国庫納付等の額

264,966,353円

７．国庫納付等が行われた年月日

平成26年３月27日（政府出資金　264,944,653円）

平成26年３月28日（譲渡差額　21,700円）

８．減資額

264,944,653円

重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為額は161,384,400円であります。

重要な後発事象

該当する事項はありません。

その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）の「各法人等について講ずべき措置」として以下のとおり決定されております。

○中期目標管理型の法人とする。

○相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る。

○東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。

附属明細書

１．固定資産の取得、処分、減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額	差引当期末残高	摘要
						当期償却額			
建物	997,500	0	0	997,500	905,231	89,775	0	92,269	
構築物	151,733,700	0	0	151,733,700	64,822,996	8,966,492	0	86,910,704	